

「第4期中区地域福祉保健計画骨子策定に係るコンサルティング業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「第4期中区地域福祉保健計画骨子策定に係るコンサルティング業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、業務説明資料、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 選定に参加できる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載されていること。ただし、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合でも、参加意向申出書を提出した時点で申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していることを条件として、提出できることとする。
- (2) (1)の名簿において、所在地区分「市内」で登載されていること
- (3) (1)の名簿において、規模区分「中小企業」若しくは「その他」で登載されていること
- (4) (1)の名簿において、登録種目「各種調査企画」、細目「コンサルティング委託(建設コンサル等を除く)」を希望順位1位で登載されていること。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(参加表明手続き)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望するものは、「参加意向申出書」を提出しなければならない。

(提案書の内容)

第5条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の業務実績等
- (2) 業務実施体制と配置予定者の業務実績経験等
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第6条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本事項
- (2) 実施体制に関する事項
- (3) 事業の企画・実施に関する事項
- (4) ワーク・ライフ・バランス、障害者の雇用に関する取組事項
- (5) その他、当該業務に対する意欲・理解等

2 評価の項目、ウエイト並びに評価基準については提案書評価基準により別に定めるものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 各委員の評点の合計が最も高い者が2以上ある場合は、委員の投票により順位を決定する。投票結果が同数の場合は、委員長の判断により順位を決定する。

5 各委員の評点の合計が、評価を行った委員の人数に評点の満点の数字を乗じた点数の60%に満たない場合は受託候補者とししない。

6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第7条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 中区総務課長

副委員長 中区高齢・障害支援課長

委員 中区区政推進課長、中区地域振興課長、中区こども家庭支援課長、中区福祉保健課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を中区入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)に報告するものとする。

6 委員会の総務は、中区福祉保健課が行う。

(評価結果の審査)

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年7月10日から施行する。